

法的根拠

日本国憲法、教育基本法、学校教育法、学習指導要領
東京都教育委員会教育目標及び基本方針
東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針

時代や社会の要請

「心の教育」の必要性 多様性の認識
「生きる力」の育成 いじめ防止
持続可能な開発目標 (SDGs) の採択

学校や地域の実態

- 公共施設が多く、市の中心地である。
特別支援学級併設校である。
健全育成、環境美化にも関心の高い保護者が多く、PTA活動や諸活動において協力的である。

児童の実態

- 明るく素直な児童が多い。
異学年との交流があるが、関わり方として希薄なところがある。
特別な配慮を要する児童が各学級に数名いる。

学校の教育目標

個性豊かで創造性に富み、交際社会に信頼される日本人を育てるため、
次のような教育目標を立て、教育活動全体を通して目標の達成を努める。

◎よく考える子 ○なかよくする子 ○元気のよい子

道徳教育の重点目標

- 児童の道徳性を育成するため、人や社会、自然と関わる活動を全教育活動に計画的に取り入れる。
道徳性を養うため、魅力的な教材の選択・提示や、授業展開の工夫等を毎時間大切に。また、各教科等との関連も意識し、道徳性を養う。
道徳授業地区公開講座などを通して、家庭・地域社会との連携を図りながら指導にあたる。
児童の自己肯定感を高めるために、個性の伸長をねらいとした道徳の時間を計画的に取り入れる。

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間における道徳教育

○一人一人のよさを認め、伸ばしていくことを重点に置く。
○多様で弾力的な指導の工夫

Table with 2 columns: Subject (国語, 社会, 算数, 理科, 生活, 音楽, 工図, 家庭科, 体育, 外国語活動, 総合的な学習の時間) and Description of moral education activities.

学校としての重点項目

「いじめに向かわない」を重点項目とし、いじめを題材とした授業に全学年で取り組む。

各学年の重点内容項目

Table with 2 columns: Grade (低学年, 中学年, 高学年, ずずかけ) and Key content items (e.g., 善悪の判断, 自由と責任, 親切, 思いやり).

道徳科の指導方針

教育目標の重点及び学年の発達段階や児童の実態に照らし、各学年の重点項目を中心に授業展開を工夫して指導し、児童の道徳性を養う。
児童が多面的・多角的に考え、話し合う中で自己の生き方につなげて考える学習を通し、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
教育活動を見通して、より一層深めたり、発展させたりする。

特別活動における道徳教育

日常生活における道徳実践の場として重視する。
【学級活動】
希望や目標をもって生きる態度や望ましい人間関係の育成、基本的な生活習慣や心身ともに健康で安全な生活態度の形成などの道徳性の育成を図る。
【児童会活動】
学校生活の充実と向上のための児童の自治的、自発的な活動を通して、望ましい道徳性を身に付ける。
【学校行事】
体験的な活動を通して、自立的態度、学習意欲、心身の健康、適応力、責任、公德心、勤労、社会奉仕などの道徳性の育成を図る。
【クラブ活動】
異なる学年学級、男女の協力を通して、望ましい道徳性を身に付ける。

生活指導の重点

共感的児童理解を基本とした児童理解に努め、よさを伸ばし、互いに助け合おうとする心情と態度を育てる。
場に応じた挨拶や言葉遣いが心を込めてできるような指導を重視し、円滑な社会生活を営むための基礎を築く。
徹底した安全指導、計画的な保健給食指導によって、自分の安全や健康に関心をもって生活できるようにする。
家庭や地域社会と連携し、基本的な生活習慣とともに、生命と人権を尊重する態度がしっかりと身に付くようにする。

教育環境の整備

【学校施設、設備の整備】
校舎施設、校庭、教室の整備、清掃活動の充実、校舎内外の環境美化活動
【自然環境の整備】
栽培活動、自然保護整備

特色ある教育活動

特別支援学級との交流を通して、互いを理解し、助け合う思いやりのある児童を育成する。
なかよし班活動等の異学年交流を通じて、望ましい集団活動を形成する力や自主的自発的に取り組む力を育てる。
ゲストティーチャーを招いての学習によって、一人一人の特性や個性の伸長に努める。

豊かな体験

体験活動を通じて、ものを育てる心や自然の恵み、協力の大切さ、勤労の尊さや喜びが分かる児童を育成する。
地域の幼稚園、保育園、中学校、福祉施設、公共施設や機関との連携で児童理解をより深めるとともに関わる場を広げ、思いやりの心を育てる。
移動教室等の宿泊活動を通して、自分の役割を自覚し、主体的に責任を果たすことができる児童の育成に努める。
学習発表会の取組を通して、互いのよいところを認め合い、協力し合える児童を育てる。

家庭・地域社会などとの連携と協力

学校だより、学年・学級だより等の広報活動を通して、道徳教育への理解と協力を得る。
授業参観・学校行事・道徳授業地区公開講座など参観の機会を設定するとともに、内容に応じ、授業への参加を呼びかける。
学校評議委員会、青少年健全育成協議会、PTA活動などの機会を捉えて道徳教育への理解を得るとともに、家庭や地域の意識や要望を把握して学校教育に生かす。